

うらやす社協だより制作及びうらやす社協だよりの新聞折込業務委託
プロポーザル募集要項

令和元年 11 月

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

1. 趣旨

この要項は、うらやす社協だより制作及びうらやす社協だよりの新聞折込業務委託(以下「業務」という。)を受託する事業者をプロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

うらやす社協だより制作及びうらやす社協だよりの新聞折込業務委託

(2)業務内容

別紙仕様書および別表 1 による

(3)履行期間

契約締結日の翌日～令和3年3月 31 日

ただし、実績に応じて最長3年まで随意契約できるものとする。なお、契約については単年度契約とする。

(4)委託金額の上限

委託期間における委託金額(税込)の上限は、以下のとおり。

3,773,000 円

3. プロポーザルへの参加要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア)会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

イ)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中ではない。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	期日	備考
募集要項の開示	令和元年 11 月 25 日(月)正午	
質問の締め切り	令和元年 12 月 6 日(金)正午	
質問への回答	令和元年 12 月 10 日(火)	
企画提案書等の提出期限	令和元年12月 12 日(木)正午	直接、社会福祉協議会へ提出
審査会	令和元年12月 16 日(月)午後予定	
選定結果の通知	令和2年1月上旬を予定	
契約協議・契約締結	令和2年1月中旬を予定	業務内容を調整し、合意後契約

5. 応募手続

(1) 募集の実施

・社会福祉協議会窓口にて募集要項を設置して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

- ・応募しようとする者は、質問事項を記入(様式問わず)して社会福祉協議会へEメールで提出する。
- ・質問の受付期間は、令和元年11月25日(月)正午から令和元年12月6日(金)正午とする。
- ・質問に対する回答は、令和元年12月10日(火)に浦安市社会福祉協議会よりEメールにて回答。

(3) 応募書類及び企画提案書等の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。

- ① 受付期間 令和元年11月25日(月)正午～令和元年12月12日(木)正午
- ② 受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)
- ③ 提出先 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会事業課地域づくり班
(東野1-7-1 総合福祉センター内)
- ④ 提出方法 社会福祉協議会窓口より提出書類を入手し、必要書類を整え、社会福祉協議会に直接、持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- ⑤ 提出書類 参加申込書(様式1)・企画提案書(様式2、様式3)・制作紙面
- ⑥ 提出部数 原本1部、コピー7部

(4) 企画提案書提出書類

- ① 事業所の概要(様式2:原本1部、コピー7部)
- ② 業務提案書(様式3:原本1部、コピー7部)
 - ・編集体制案(通常号・特集号発行時などに伴う編集体制)
 - ・業務体制案
 - ・制作工程案(編集会議、編集、レイアウト、印刷・製本)
 - ・企画構成案(編集・レイアウト等のコンセプト)
 - ・制作担当予定者リスト(編集責任者・ディレクター・デザイナー)とその実績
- ③ 制作紙面サンプル(原本1部、コピー7部)
- ④ 業務費見積書(様式問わず:原本1部、コピー7部)
 - ※新聞折込費も含めた形で提出とする。
 - ※そのほか、社会福祉協議会が必要と認めたときは追加書類の提出を要請する場合がある。なお、提出された書類は返却不可

(5) 制作紙面の作成

応募者の提案を盛り込んだ紙面を作成する。

6. 費用負担

提案に必要な費用等一切は、応募者の負担とする。

7. 企画提案の審査

(1) 審査会

提案内容を審査するため、下記のとおり審査会を設置する。

審査員長及び副審査員長 社会福祉協議会 常務理事

審査員 社会福祉協議会 事務局長、事務局次長、事業課長、事業課主幹、広報担当職員

(2) 企画提案の審査

審査会は、提出された応募書類を審査し、応募者が応募資格要件を満たしていることの確認をもって、審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

審査会は、提出された企画提案書の結果をもとに、別表 2「うらやす社協だより制作及びうらやす社協だよりの新聞折込業務委託選定評価票」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。

また、選定された事業者が、次の各号に掲げる条件に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出書類に記載された制作担当者が、選定後に担当できない場合
- ③ 結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ その他、実施要項に定める事項に違反した場合

8. 選定結果の通知

- ・企画提案審査の選定結果については、応募者に文書及び E メールで通知する。
- ・審査および選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9. 契約協議および契約

- ・社会福祉協議会は、企画提案審査の結果をふまえ、受託予定者と業務内容および契約金額等について協議し、協議が整った際には、速やかに契約を行うものとする。
- ・前項において、協議が整わない場合、社会福祉協議会は企画提案審査において、評価により順位づけされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

10. 社会福祉協議会から提供する資料

令和元年度発行の社会福祉協議会広報紙「うらやす社協だより」

【問い合わせ】

〒279-0042 浦安市東野 1-7-1 総合福祉センター内

社会福祉法人 浦安市社会福祉協議会事業課地域づくり班(担当:佐久間)

電話 047(355)5271 ファクス 047(355)5277

メール chiikidukuri@urayasushi-shakyo.jp